

議案第 7 号

君津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 1 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

都市公園及び有料公園施設の指定管理者の団体要件を緩和するため、君津市都市公園条例（昭和 47 年君津市条例第 14 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市都市公園条例の一部を改正する条例

君津市都市公園条例（昭和４７年君津市条例第１４号）の一部を次のように改正する。
第２７条第１項中「（市内に事務所等を有するものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

君津市都市公園条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第27条 市長は、都市公園及び有料公園施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体_____であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせることができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第27条 市長は、都市公園及び有料公園施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体<u>（市内に事務所等を有するものに限る。）</u>であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせることができる。</p> <p>2 省略</p>